



記者発表資料 3枚

令和7年3月24日
福島県土木部河川計画課

「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定します。

【概要】

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定します。今回の指定に伴い、津波の影響を受ける建物等の高さの「基準水位」が明確となり、地域の方々の避難行動に役立つものになります。

【内容】

1 指定日

令和7年3月28日（金）

2 対象市町

沿岸10市町（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町）

3 指定する範囲

最大クラスの津波により浸水する範囲

（令和4年8月に公表した「津波浸水想定区域」と同じ範囲）

4 その他

概要については、別紙を参照願います。

指定後、河川計画課ホームページで区域図を確認できます。

・福島県土木部河川計画課ホームページ

〈URL〉 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045a/tsunami-keikai.html>



【問い合わせ先】

土木部河川計画課 副課長兼主任主査 長尾 篤

電話 024-521-7499(内線 3605) Fax 024-521-7716

別紙 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定について

福島県では、令和7年3月28日に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定します。

【目的】

最大クラスの津波が発生した場合に、津波から人命を守るため、津波から「逃げる」ことができるよう、津波警戒避難体制（津波ハザードマップ、避難施設の確保等）を特に整備すべき区域として県知事が指定します。

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



今回指定

津波災害警戒区域【イエローゾーン】

- ①市町地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練等）に関する事項の記載
- ②市町による津波ハザードマップの作成
- ③市町による避難施設の指定・管理協定（承継効有り）の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

出典：国交省 第4回海岸管理のあり方検討委員会 資料2

オレンジゾーン・レッドゾーンについて、今回の指定はありません。

【区域指定の範囲】

津波災害警戒区域に指定する範囲は、最大クラスの津波により浸水する範囲です。（令和4年8月に公表した「津波浸水想定区域」と同じ範囲です。）

【対象市町】10市町

いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町

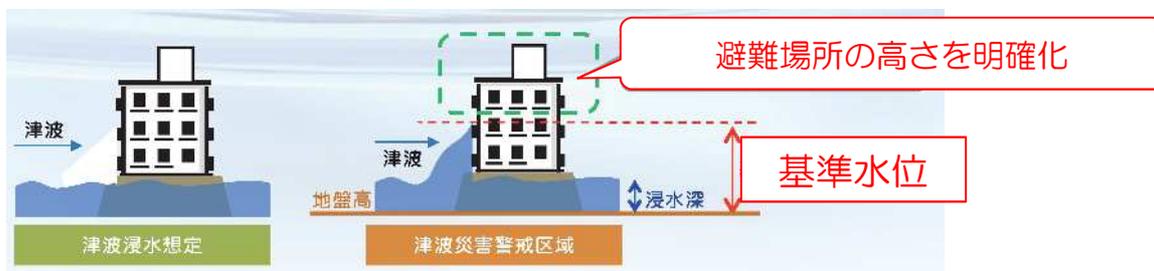


同じ範囲



【効果】

今回の区域指定に伴い、津波の影響を受ける建物等の高さの『基準水位』を明確にすることで地域の方々の避難行動に役立つものになります。



【「基準水位」公表図面イメージ】

【安全な避難のために】

津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、津波災害警戒区域（黄色メッシュ）に囲まれた地域の外側や基準水位よりも十分に高い場所（建物等）へ避難してください。

【土地利用の制限】

津波災害警戒区域では、建物の建築や開発行為等の制限はありません。

ただし、宅地建物の取引において、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にある旨を説明することが必要になります。

なお、津波災害警戒区域指定後、建物の建築や開発行為等の制限がある津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定が必要になる場合は、事前にお知らせします。



← 詳細は、県河川計画課のホームページで確認できます。

<問い合わせ先>

- ・福島県河川計画課 電話 024-521-7482
- ・福島県相双建設事務所管理課 電話0244-26-1183
- ・福島県いわき建設事務所企画調査課 電話0246-24-6116